

## 水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、行方不明高齢者等SOSネットワーク（行方不明となった高齢者等（以下「行方不明高齢者等」という。）を早期に発見し、保護すること等を目的とした関係機関とのネットワークを指す。以下「SOSネットワーク」という。）を構築し又は運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (SOSネットワークの構築等)

第2条 市長は、地域包括支援センター、警察及びその他の関係機関（以下「協力機関」という。）から構成するSOSネットワークを構築する。

2 SOSネットワークへの参加を希望するその他の関係機関は、水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク参加届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 SOSネットワークに参加しているその他の関係機関が、SOSネットワークから脱退する場合は、水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク脱退届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

### (SOSネットワークの機能)

第3条 SOSネットワークは、次の各号に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 行方不明高齢者等の情報の把握
- (2) 行方不明高齢者等の搜索の協力
- (3) 行方不明高齢者等の保護

### (情報の届出等)

第4条 協力機関による行方不明高齢者等の搜索に資するため、次の各号に定める者は、行方不明となるおそれのある高齢者等に係る情報を市に届け出ることができる。

- (1) 行方不明となるおそれのある高齢者等
- (2) 行方不明となるおそれのある高齢者等の親族
- (3) 行方不明となるおそれのある高齢者等が居住する施設等の管理者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の届出は、水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク登録届（様式3号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により届出のあった情報を、水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク登録者台帳（様式第4号）に登録するものとする。

4 第1項の届出をした者は、前項の規定による登録を解除しようとするときは、水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク登録解除届（様式第5号）を提出するものとする。

5 市長は、前項の規定による届出があったとき、または、その他市長が必要と認めるときは、水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク登録者台帳から、当該登録の対象となった者に係る情報を削除しなければならない。

6 登録した情報を変更する場合は、第2項及び第3項の規定を準用する。

### (おかえりマーク)

第5条 市長は、届出者の求めに応じ、当該登録の対象となった者におかえりマーク（茨城県が発行するおかえりマークをいう。）を交付することができる。

### (情報提供)

第6条 市長は、水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク登録届の写しを地域包括支援センター及び警察に提供するものとする。

2 市長は、第5項に規定する削除及び第6項に規定する変更を実施した場合は、その旨を地域包括支援センター及び警察に報告するものとする。

(協力要請)

第7条 市長は、行方不明高齢者等が発生した場合は、当該行方不明高齢者等に係る情報(第4条第2項に定める水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク登録届に記載されている範囲に限る。)を茨城県及び協力機関(ただし、行方不明高齢者等が同意した範囲に限る。)に提供し、捜索の協力を要請するものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の日前に作成した様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。